

山形県後期高齢者医療広域連合議会会議録

令和2年2月定例会

令和2年2月13日

目 次

令和2年2月定例会

2月13日（木曜日）

出席議員	1
説明のため出席した者	1
事務局職員出席者	1
議事日程第1号	1
本日の会議に付した事件	2
開議	3
議席指定	3
副議長選挙	3
会期の決定	4
会議録署名議員指名	4
諸報告	5
議案上程（議第1号）	5
提案理由の説明（広域連合長）	5
補足の説明（事業課長）	5
質疑	6
討論	6
採決	7
議案上程（議第2号から議第10号）	7
提案理由の説明（広域連合長）	7
補足の説明（事務局次長、事業課長）	8
質疑	13
討論	20
採決	21
議案上程（議第11号）	23
提案理由の説明（広域連合長）	23
質疑	23
討論	23
採決	24
広域連合長あいさつ	24
閉会	25

○出席議員（14名）

1番	佐藤洋樹	議員	2番	石澤秀夫	議員
3番	大類好彦	議員	4番	枝松直樹	議員
5番	柏倉信一	議員	6番	菅野邦比克	議員
7番	小関崇夫	議員	9番	鈴木君徳	議員
10番	佐藤誠七	議員	11番	内谷邦彦	議員
12番	高橋弘	議員	14番	加藤鑛一	議員
15番	齋藤美昭	議員	16番	吉宮茂	議員

○欠席議員（2名）

8番	山尾順紀	議員	13番	丸山至	議員
----	------	----	-----	-----	----

○説明のため出席した者

広域連合長	佐藤孝弘	副広域連合長	遠藤直幸
代表監査委員	玉田芳和		
事務局長	丹野仁敬	事務局次長	半田薫
会計管理者	菊地育子	事業課長	星野克之
総務係長	安倍大樹	企画財政係長	菅原智子
資格管理係長	富樫裕一郎	給付係長	佐藤浩二

○事務局職員出席者

事務局長（兼務）	丹野仁敬	事務局次長（兼務）	半田薫
書記（兼務）	安倍大樹	書記	佐藤圭子
書記	今野優喜		

○議事日程第1号

令和2年2月13日（木）午後2時開議

- 第1 議席の指定
- 第2 副議長選挙
- 第3 会期の決定
- 第4 会議録署名議員指名
- 第5 諸報告
- 第6 議第1号 令和元年度山形県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）
- 第7 議第2号 令和2年度山形県後期高齢者医療広域連合一般会計予算
- 第8 議第3号 令和2年度山形県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計予算
- 第9 議第4号 山形県後期高齢者医療広域連合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の設定について

- 第10 議第5号 山形県後期高齢者医療広域連合人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の設定について
 - 第11 議第6号 山形県後期高齢者医療広域連合会計年度任用職員の分限の手續及び効果に関する条例の設定について
 - 第12 議第7号 山形県後期高齢者医療広域連合会計年度任用職員の懲戒の手續及び効果に関する条例の設定について
 - 第13 議第8号 山形県後期高齢者医療広域連合会計年度任用職員の育児休業等に関する条例の設定について
 - 第14 議第9号 山形県後期高齢者医療広域連合職員定数条例の一部改正について
 - 第15 議第10号 山形県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部改正について
 - 第16 議第11号 山形県後期高齢者医療広域連合副広域連合長の選任について
-

○本日の会議に付した事件

- 日程第1 議席の指定
- 日程第2 副議長選挙
- 日程第3 会期の決定
- 日程第4 会議録署名議員指名
- 日程第5 諸報告
- 日程第6 議第1号 令和元年度山形県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）
- 日程第7 議第2号 令和2年度山形県後期高齢者医療広域連合一般会計予算
- 日程第8 議第3号 令和2年度山形県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計予算
- 日程第9 議第4号 山形県後期高齢者医療広域連合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の設定について
- 日程第10 議第5号 山形県後期高齢者医療広域連合人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の設定について
- 日程第11 議第6号 山形県後期高齢者医療広域連合会計年度任用職員の分限の手續及び効果に関する条例の設定について
- 日程第12 議第7号 山形県後期高齢者医療広域連合会計年度任用職員の懲戒の手續及び効果に関する条例の設定について
- 日程第13 議第8号 山形県後期高齢者医療広域連合会計年度任用職員の育児休業等に関する条例の設定について
- 日程第14 議第9号 山形県後期高齢者医療広域連合職員定数条例の一部改正について
- 日程第15 議第10号 山形県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部改正について
- 日程第16 議第11号 山形県後期高齢者医療広域連合副広域連合長の選任について

午後2時 開議

○議長（高橋弘君） これより、2月4日告示招集されました令和2年2月山形県後期高齢者医療広域連合議会定例会を開会し、ただちに本日の会議を開きます。

欠席通告議員は、山尾順紀議員です。丸山至議員です。

出席議員は、14名で定足数に達しております。

なお、報道関係者から議場内での撮影の願いが出ており、これを許可しておりますので、ご了承願います。

本日の議事は、日程第1号をもって進めます。

この際、議事の都合上、暫時休憩いたします。

午後2時 3分 休憩

午後2時25分 再開

議席指定

○議長（高橋弘君）

休憩前に引き継ぎ、会議を開きます。

日程第1 議席の指定を行います。

令和元年11月7日及び令和2年1月7日告示の選挙で、新たに議員となられた大類好彦議員、枝松直樹議員、柏倉信一議員、菅野邦比克議員、小関崇夫議員、山尾順紀議員、鈴木君徳議員、丸山至議員、加藤鑛一議員、齋藤美昭議員の議席を定めます。

会議規則 第3条 第2項の規定により、議長において議席を定めます。現在ご着席の議席を議席とします。

副議長選挙

○議長（高橋弘君） 日程第2 副議長の選挙を行います。

日程第2 副議長の選挙を行います。

この選挙は、広域連合規約 第10条 第1項の規定による選挙となっております。

お諮りします。副議長の選挙については、地方自治法 第118条 第2項の規定により指名推選によって行うことをご提案しますが、これにご異議ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋弘君） 御異議なしと認めます。

したがって、副議長の選挙については、指名推選の方法によることに決定しました。

お諮りします。指名の方法については、議長において指名することにしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋弘君） 御異議なしと認めます。

したがって、指名の方法については、議長において指名することに決定しました。

それでは、山形県後期高齢者医療広域連合議会 副議長に、鈴木君徳議員を指名します。

お諮りします。ただいま議長において指名しました鈴木君徳議員を副議長の当選人と定めることにご異議ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋弘君） 御異議なしと認めます。

したがって、鈴木君徳議員が副議長に当選されました。

ただいま副議長に当選されました鈴木君徳議員が出席しておりますので、会議規則 第 27 条 第 2 項の規定により、当選を告知します。

副議長に当選されました鈴木君徳議員から、ごあいさつをお願いします。

○9 番（鈴木君徳君） 議長。

○議長（高橋弘君） 鈴木君徳議員。

○9 番（鈴木君徳君） ただいま、議長から指名推薦をお受けし、皆さんの同意を得まして副議長に指名されました。どうもありがとうございます。

私も後期高齢者になっておりますが、後期高齢者医療についてこれから勉強しながら議長の補佐として頑張っていきたいと思っております。これからもよろしく願いいたします。

会期の決定

○議長（高橋弘君） 日程第 3 会期の決定を行います。

お諮りします。この定例会の会期は、本日 1 日間としたいと思えます。これに御異議ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋弘君） 御異議なしと認めます。

したがって、会期は、本日 1 日間と決定しました。

会議録署名議員指名

○議長（高橋弘君） 日程第 4 会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第 59 条の規定により、議長において指名します。会議録署名議員に、15 番 齋藤美

昭議員、16番 吉宮茂議員を指名します。

諸報告

○議長（高橋弘君） 日程第5 諸報告を行います。

監査委員より、令和元年8月から令和2年1月に執行した例月出納検査の結果が、地方自治法第292条において準用する同法 第235条の2 第3項の規定により、議長あて報告されております。

以上で報告を終わります。

議第1号

○議長（高橋弘君） 日程第6 議第1号令和元年度山形県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）を上程します。

提案理由の説明

○議長（高橋弘君） この場合、提案者の説明を求めます。

○連合長（佐藤孝弘君） 議長。

○議長（高橋弘君） 佐藤連合長。

○連合長（佐藤孝弘君） ただいま上程されました議第1号について、提案理由をご説明申し上げます。

議第1号につきましては、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ20億8,103万6千円を追加し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ1,565億474万5千円とするものです。

詳細については、事務局よりご説明申し上げます。

○事業課長（星野克之君） 議長。

○議長（高橋弘君） 星野事業課長。

○事業課長（星野克之君） 議第1号令和元年度山形県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について、ご説明申し上げます。

議案書1ページ、2ページをご覧ください。歳入歳出予算総額に、それぞれ20億8,103万6千円を追加し、補正後の予算総額を1,565億474万5千円とするものであります。

その概要について申し上げます。1点目として、療養給付費等の増に伴い、歳出の保険給付費について、20億6,590万6千円増額するものであります。また、それに対応する定率負担分等として、歳入2款国庫負担金、3款県負担金、4款支払基金交付金及び7款繰入金を、それぞれ増額するものです。

次に2点目として、健康診査費ですが、昨年度目標値を達成し本年度も受診件数が増加していることに伴い、歳出の保健事業費について、1,513万円増額するものです。また、それに対応する国庫補助金等も増額するものです。

議第1号別冊事項別明細書3ページ、4ページをご覧ください。

初めに、歳入について申し上げます。2款1項国庫負担金であります。保険給付費の増額に伴い、その定率負担分5億1,647万7千円を増額するものであります。2款2項国庫補助金であります。保険給付費の増額に伴う普通調整交付金1億7,215万8千円、及び保健事業費の増額に伴う民生費補助金198万7千円を増額するものであります。3款1項県負担金であります。保険給付費の増額に伴い、その定率負担分1億7,215万8千円を増額するものであります。4款1項支払基金交付金であります。保険給付費の増額に伴い、その定率負担分8億2,636万3千円を増額するものであります。

次に、5ページ、6ページをご覧ください。7款2項基金繰入金であります。保険給付費の増額に伴い、3億9,189万3千円を増額するものであります。

次に、7ページ、8ページをご覧ください。

歳出について申し上げます。2款1項療養諸費であります。療養給付費の増に伴い、不足分20億3,407万7千円を増額するものであります。2款3項高額療養諸費であります。高額療養費の増に伴い、不足分3,182万9千円を増額するものであります。4款1項健康保持増進事業費であります。健診件数の増加に伴い、不足分1,513万円を増額するものであります。

以上、特別会計補正予算(第2号)の説明でございます。よろしくご審議の上、ご決議くださいますようお願い申し上げます。

○議長(高橋弘君) 以上で提案者の説明は終わりました。

質疑

○議長(高橋弘君) これより質疑に入ります。

上程議案に対し、御質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(高橋弘君) 御質疑なしと認めます。

以上で質疑を終わります。

討論

○議長(高橋弘君) これより討論に入ります。

討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(高橋弘君) 討論なしと認めます。

以上で討論を終わります。

採決

○議長（高橋弘君） これより採決します。

日程第6 議第1号令和元年度山形県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）を起立により採決します。

お諮りします。ただいまの議第1号を原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（高橋弘君） 御着席願います。全員起立であります。

したがって、日程第6 議第1号については、原案のとおり可決されました。

議第2号から議題10号

○議長（高橋弘君） 日程第7 議第2号から日程第15 議第10号の議案9件は、関連がありますので一括して上程いたします。

提案理由の説明

○議長（高橋弘君） この場合、提案者の説明を求めます。

○連合長（佐藤孝弘君） 議長。

○議長（高橋弘君） 佐藤連合長。

○連合長（佐藤孝弘君） ただいま上程されました議第2号から議第10号までにつきましてご説明申し上げます。

議第2号令和2年度山形県後期高齢者医療広域連合一般会計予算につきましては、歳入歳出総額を、それぞれ6億1,200万9千円とするものであります。

議第3号令和2年度山形県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計予算につきましては、歳入歳出の総額を、それぞれ1,517億5,469万7千円とするものであります。

議第4号山形県後期高齢者医療広域連合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の設定につきましては、地方自治法及び地方公務員法の改正に伴い、会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関し必要な事項を定めようとするものであります。

議第5号山形県後期高齢者医療広域連合人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の設定につきましては、地方自治法及び地方公務員法の改正に伴い、フルタイムの会計年度任用職員については、公表の対象となることから、必要な事項を定めようとするものであります。

議第6号山形県後期高齢者医療広域連合会計年度任用職員の分限の手續及び効果に関する条例の設定につきましては、地方自治法及び地方公務員法の改正に伴い、新たに会計年度任用職員は、分限処分の対象となることから、必要な事項を定めようとするものであります。

議第7号山形県後期高齢者医療広域連合会計年度任用職員の懲戒の手續及び効果に関する条例

の設定につきましては、地方自治法及び地方公務員法の改正に伴い、新たに会計年度任用職員は、懲戒処分の対象となることから、必要な事項を定めようとするものであります。

議第8号山形県後期高齢者医療広域連合会計年度任用職員の育児休業等に関する条例の設定につきましては、地方自治法及び地方公務員法の改正に伴い、新たに会計年度任用職員が取得できる育児休業等について、必要な事項を定めようとするものであります。

議第9号山形県後期高齢者医療広域連合職員定数条例の一部改正につきましては、職員定数の範囲について、常勤の者であることを明確にするため、所要の改正を行うものであります。

議第10号山形県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部改正につきましては、令和2年度・3年度に係る新たな保険料率が決定したことに加え、政令の一部改正に伴い、保険料軽減措置に係る所得判定基準の見直しが行われたため、所要の改正を行うものであります。

詳細については、事務局よりご説明申し上げます。

○事務局次長（半田薫君） 議長。

○議長（高橋弘君） 半田事務局次長。

○事務局次長（半田薫君） それでは、初めに、議第2号令和2年度山形県後期高齢者医療広域連合一般会計予算について、ご説明申し上げます。

議案書3ページをお願いいたします。歳入、歳出それぞれ、総額を6億1,200万9千円とするものでございます。詳細につきましては、別冊「令和2年度当初予算事項別明細書」でご説明申し上げます。

歳入予算の積算根拠にもなりますので、初めに歳出予算から説明させていただきます。

事項別明細書の、7ページ及び8ページをお願いいたします。歳出1款議会費は、議員報酬及び議会開催に係る費用弁償を計上し、前年度より3万8千円減の62万2千円といたしました。2款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費につきましては、現行の臨時及び嘱託職員に代わり、新たな制度として導入される会計年度任用職員に係る報酬、手当等を計上し、賃金等を廃止しております。また、総務省より提供されておりました「地方公会計標準ソフトウェア」のサービス終了に伴い、新たなソフトウェアの導入経費を見込むとともに、派遣職員人件費負担金については、今年度の実績や新年度の派遣職員要員計画などから減額計上とした結果、一般管理費総額を62万7千円減の1億8,844万3千円としております。

9ページ、10ページをお願いいたします。2目財政管理費は、財政調整基金の利子積立金で、前年同額の1万円を計上いたしました。2款総務費2項選挙費は、選挙管理委員会委員報酬を、併せて3項監査委員費は監査委員報酬等を前年同様に見込み、それぞれ4万8千円、9万1千円計上したところでございます。3款民生費は、特別会計の事務経費に掛かる繰出金でございますが、特別会計において独自電算処理システム機器更改に要する経費を見込んだことなどの要因により、前年度に対し、905万円増の4億1,779万5千円を計上しております。

11ページ、12ページをお願いいたします。4款予備費につきましては、前年度同額の500万円を計上いたしました。

次に歳入でございます。

戻りまして、3ページ、4ページをお願いいたします。1款分担金及び負担金につきましては、

広域連合の運営に対し市町村から負担していただく事務費負担金でございます。先に説明いたしました歳出に係る財源として、歳入の99%以上を占めており、前年度より836万2千円増の6億1,114万円を見込んでおります。2款財産収入には財政調整基金の運用利子として1万円を計上したところでございます。3款繰入金、4款繰越金は存目計上として、それぞれ前年度と同額の1千円を計上、5款諸収入には、1項預金利子に1千円を、次のページになりますが、2項雑入に、派遣職員の住居借上げに係る負担金等として、85万6千円を計上しております。

その結果、令和2年度歳入歳出予算総額は、前年度比838万5千円、1.4%増の6億1,200万9千円となったところでございます。

次に13ページをお願いいたします。特別職に係る給与費明細書でございます。職員数、報酬ともに前年度と変わりありません。

続きまして、関連がございますので、説明の順番を変更し、先に議第4号山形県後期高齢者医療広域連合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の設定から議第9号山形県後期高齢者医療広域連合職員定数条例の一部改正までをご説明いたします。

これらは、いずれも会計年度任用職員制度に関連する条例でございます。

初めに、議第4号山形県後期高齢者医療広域連合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の設定についてでございます。

議案書は7ページです。令和2年4月1日施行の改正地方公務員法において、一般職の非常勤職員として「会計年度任用職員制度」が創設され、これまでの臨時及び非常勤職員が会計年度任用職員として整理されることになりました。当広域連合におきましても、4月1日から新制度に移行するために、会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関し、必要な事項を定めるものでございます。

まず、会計年度任用職員の給与についてでございますが、常勤職員と同じ勤務時間となるフルタイムの会計年度任用職員には、給料及び通勤手当、時間外勤務手当、期末手当等を、常勤職員より勤務時間が短いパートタイムの会計年度任用職員には、時間外勤務手当等を含む報酬及び期末手当を支給いたします。また、パートタイムの会計年度任用職員に対し、通勤に係る費用及び職務上の旅費について、費用を弁償するというものでございます。

次に、9ページをお願いいたします。議第5号山形県後期高齢者医療広域連合人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の設定についてでございますが、フルタイムの会計年度任用職員は人事行政の運営等に係る公表の対象となることから、地方公務員法第58条の2の規定に基づき、公表すべき事項、公表の時期、方法等、必要な事項を定めようとするものです。

次に、11ページをお願いいたします。議第6号山形県後期高齢者医療広域連合会計年度任用職員の分限の手續及び効果に関する条例の設定については、地方自治法及び地方公務員法の改正に伴う新たな制度の導入にあたり、会計年度任用職員は分限処分の対象として、一般職に準じた取り扱いになることから、分限に係る手續及び効果等に関し、必要な事項を定めようとするものでございます。

次に、13ページをお願いいたします。議第7号山形県後期高齢者医療広域連合会計年度任用職員の懲戒の手續及び効果に関する条例の設定については、分限と同様に、会計年度任用職員は懲戒処分の対象となることから、懲戒の手續及び効果に関し、必要な事項を定めようとするものでございます。

次に、議第8号山形県後期高齢者医療広域連合会計年度任用職員の育児休業等に関する条例の設定についてでございます。

議案書 15 ページになります。地方自治法及び地方公務員法の改正に伴う新たな制度の導入により、会計年度任用職員が取得できることとなる育児休業等について、必要な事項を定めようとするものでございます。

最後に、議第 9 号山形県後期高齢者広域連合職員定数条例の一部改正についてでございます。

16 ページをご覧ください。条例で定めるべき職員定数の範囲については、これまで一般職員のうち臨時的に任用される職員を除くとしておりましたが、会計年度任用職員制度の導入に伴う職の整理において、「臨時的任用」の考え方が厳格化されたことから、職員定数の範囲について常勤の者であることを明確にするため、所要の改正を行うものです。

続きまして、議第 3 号及び議第 10 号につきましては、説明員を事業課長に交代させていただきます。

○事業課長（星野克之君） 議長。

○議長（高橋弘君） 星野事業課長。

○事業課長（星野克之君） 続きまして、議第 3 号令和 2 年度山形県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計予算及び議第 10 号山形県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部改正についてご説明申し上げます。

初めに、議第 3 号令和 2 年度山形県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計予算について申し上げます。

議案書 5 ページをご覧ください。第 1 条第 1 項は予算の総額であります。歳入歳出総額を、それぞれ 1, 517 億 5, 469 万 7 千円と定めるものであります。第 2 条は一時借入金であります。地方税法第 235 条の 3 第 2 項の規定による一時借入金の最高額を 120 億円と定めるものであります。第 3 条は歳出予算の流用であります。地方自治法第 220 条第 2 項ただし書きの規定により、歳出予算の各項の流用できる場合について定めるものであります。

6 ページは、歳入歳出予算の大まかな一覧表であります。別冊の令和 2 年度当初予算事項別明細書によりご説明申し上げます。

15 ページ・16 ページをご覧ください。15 ページ、16 ページは、総括であります。歳入・歳出それぞれの合計額の比較では、前年度比 19 億 233 万 1 千円、1.27% の増額となっております。

次に、それぞれの詳細についてご説明申し上げます。17 ページ、18 ページをご覧ください。歳入について申し上げます。

1 款分担金及び負担金について申し上げます。1 項 1 目保険料等負担金につきましては、保険料軽減特例の見直し、保険料率改定などに伴い、前年度比 8 億 179 万 2 千円増の 133 億 1, 617 万 9 千円を計上しております。2 目療養給付費負担金につきましては、定率負担として市町村が療養給付費の 12 分の 1 を拠出するものでありまして、前年度比 1 億 5, 631 万 9 千円増の 121 億 2, 843 万 9 千円を計上しております。

次に、2 款国庫支出金について申し上げます。1 項 1 目療養給付費負担金につきましては、定率負担として国が療養給付費の 12 分の 3 を拠出するものでありまして、前年度比 4 億 6, 895 万 7 千円増の 363 億 8, 531 万 7 千円を計上しております。2 目高額医療費負担金につきましては

は、レセプト1件当たり80万円を超える医療費のうち、80万円を超える部分について、国と県が4分の1ずつ負担するものでありまして、前年度比9,239万2千円増の6億6,952万1千円を計上しております。2項1目調整交付金につきましては、広域連合間の財政力の不均衡を是正するために国から交付される普通調整交付金と、広域連合独自の保健事業などに対して交付される特別調整交付金がございます。2つ合わせまして、前年度比5,071万7千円減の146億7,474万6千円を計上しております。2目民生費国庫補助金につきましては、健康診査等の保健事業実施及び医療費適正化推進事業に対する国からの補助金でありまして、前年度比595万7千円増の7,236万4千円を計上しております。3目高齢者医療制度円滑運営臨時特例交付金につきましては、保険料の軽減特例に対する補てん等のために交付されるものでありますが、保険料軽減特例の見直しに伴い、前年度比2億7,655万4千円減の1億5,206万5千円を計上しております。

次に、3款県支出金について申し上げます。1項1目療養給付費負担金につきましては、定率負担として県が療養給付費の12分の1を拠出するものでありまして、前年度比1億5,631万9千円増の121億2,843万9千円を計上しております。2目高額医療費負担金につきましては、レセプト1件当たり80万円を超える医療費のうち、80万円を超える部分について、国と同様に県が4分の1を負担するものでありまして、前年度比9,239万2千円増の6億6,952万1千円を計上しております。

19ページ、20ページをご覧ください。4款支払基金交付金につきましては、社会保険診療報酬支払基金から、医療給付費に対する現役世代の負担分として交付されるもので、前年度比4億1,719万1千円増の597億6,946万5千円を計上しております。

次に、5款特別高額医療費共同事業交付金につきましては、国保中央会が事業主体となり、高額医療費の発生による保険者の財政運営の不安定を緩和するため、レセプト1件当たり400万円を超える医療費の200万円を超える部分について、全国レベルで財政調整を行い交付されるものでありまして、これまでの実績に基づき、前年度比911万2千円増の5,890万2千円を計上しております。

6款財産収入につきましては、医療給付費等準備基金利子収入として、200万円を計上しております。

次に、7款繰入金について申し上げます。1項一般会計繰入金につきましては、特別会計の事務費に充てるため一般会計から繰入するものでありまして、前年度比905万円増の4億1,779万5千円を計上しております。2項基金繰入金につきましては、保険料上昇抑制の財源として、医療給付費等準備基金から令和2年度の保険給付費分繰入するものでありまして、12億円を計上しております。

21ページ、22ページをご覧ください。8款繰越金につきましては、存目のみの計上でありません。

次に、9款諸収入について申し上げます。1項延滞金、加算金及び過料、2項預金利子、3項2目返納金につきましては、存目のみの計上であります。3項1目第三者納付金につきましては、交通事故等により加害者から責任割合に応じ損害賠償金として受入れるものでありまして、前年度比2,012万1千円増の1億992万9千円を計上しております。

次に、23ページ、24ページをご覧ください。

歳出について申し上げます。

1 款総務費について申し上げます。1 項総務管理費につきましては、電算処理業務委託、レセプト点検委託、各種通知等の作成委託、郵送等に要する経費でありまして、前年度比 8 7 5 万 8 千円増の 4 億 2, 4 1 7 万円を計上しております。

次に、2 款保険給付費について申し上げます。1 項療養諸費につきましては、令和 2・3 年度特定期間の見込みにより計上しております。1 項 1 目療養給付費につきましては、前年度比 1 8 億 8, 6 5 6 万 1 千円増の 1, 4 7 7 億 3, 3 0 6 万 7 千円を計上しております。2 目療養費につきましては、前年度比 1 億 5, 6 2 1 万 1 千円減の 8 億 6 5 9 万 2 千円を計上しております。

2 5 ページ、2 6 ページ をご覧ください。2 項 1 目審査支払手数料につきましては、国保連合会に委託するレセプトの審査業務及び医療機関への支払事務に係る手数料でありまして、前年度比 8 9 2 万 9 千円減の 3 億 9, 0 6 1 万 3 千円を計上しております。3 項 1 目高額療養費につきましては、1 か月に支払った医療費の自己負担額が、世帯の所得状況等に応じた限度額を超えた場合に支給するものでありまして、前年度比 4, 3 2 7 万 4 千円増の 1 0 億 3, 2 4 3 万 8 千円を計上しております。3 項 2 目高額介護合算療養費につきましては、1 年間に支払った医療保険と介護保険の自己負担額の合計が、一定の限度額を超えた場合に支給するものでありまして、前年度比 7 3 万 9 千円増の 1 億 3, 3 9 4 万 4 千円を計上しております。4 項その他医療給付費につきましては、被保険者が死亡した際に支給する葬祭費でありまして、前年度比 1, 0 5 5 万円増の 6 億 3, 5 7 0 万円を計上しております。

次に、3 款特別高額医療費共同事業拠出金につきましては、歳入の 5 款で説明いたしました事業に要する経費でありまして、国保中央会への拠出金として前年度比 9 1 1 万 2 千円増の 5, 9 0 5 万 2 千円を計上しております。

2 7 ページ、2 8 ページ をご覧ください。4 款保健事業費につきましては、市町村に委託して実施している健康診査事業、広域連合が独自に実施している歯周疾患検診事業、また、市町村の特徴を活かして実施する長寿・健康増進事業に対する補助に要する経費等として、前年度比 1 億 8 4 7 万 7 千円増の 5 億 1, 3 7 1 万 9 千円を計上しております。なお、新たに、高齢者の保健事業と介護予防等との一体的実施の委託費などを計上しております。

次に、5 款基金積立金につきましては、医療給付費等準備基金積立金の預金利子でありまして、2 0 0 万円を計上しております。

2 9 ページ、3 0 ページ をご覧ください。6 款諸支出金につきましては、保険料還付金、還付加算金、償還金でありまして、前年度と同額の 1, 8 3 0 万 1 千円を計上しております。7 款予備費につきましては、前年度と同額の 5 0 0 万円を計上しております。

以上が、特別会計予算の概要の説明であります。

続きまして、議第 1 0 号山形県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部改正についてご説明申し上げます。

議案書 1 7 ページ をご覧ください。次期特定期間の新たなる保険料率を定めるとともに、政令の一部改正による保険料軽減判定所得の引き上げと改元に伴う年号表記について、条例の改正を行うものであります。

初めに、第 1 0 条であります。令和 2・3 年度における所得割率について、現行の「0. 0 8 0 1」を「0. 0 8 6 8」に改めるものです。

第 1 1 条であります。令和 2・3 年度における均等割について、現行の「4 1, 1 0 0 円」を「4 3, 1 0 0 円」に改めるものです。

第12条であります。保険料の賦課限度額については現行の「62万円」を「64万円」に改めるものです。

第16条であります。低所得者の負担軽減の観点から、被保険者均等割額を減額する基準のうち、5割を減額する基準については、被保険者数に乗ずる金額を現行の「28万円」を「28万5千円」に、2割を軽減する基準については、現行の「51万円」を「52万円」に、改めるものであります。

附則第3条及び第4条であります。「平成31年度」を「令和元年度」に表記を改めるものです。

附則第5条及び第6条であります。「平成32年度」を「令和2年度」に表記を改めるものであります。

施行期日は、令和2年4月1日であります。

以上で説明を終わりますが、よろしくご審議の上、ご決議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（高橋弘君） 以上で提案者の説明は終わりました。

質疑

○議長（高橋弘君） これより質疑に入ります。

上程議案に対し、御質疑ありませんか。

○7番（小関崇夫君） 議長。

○議長（高橋弘君） 7番 小関崇夫議員。

○7番（小関崇夫君） 議第2号から議第10号については、関連があるため一括上程となっておりますが、毎年このようにしているのですか。第2号及び3号と、第4号から9号までは改正地方公務員法に従う条例改正ですが、予算とは実質的に違うと思うのですが毎年慣例になっているのですか。

○議長（高橋弘君） 答弁を求めます。

○事務局長（丹野仁敬君） 議長。

○議長（高橋弘君） 丹野事務局長。

○事務局長（丹野仁敬君） 今回の定例会につきましては、特に会計年度任用職員制度の条例改正が、多数の議案を占めております。会計年度任用職員制度自体が、条例の改正並びに当初予算の編成に関わっております。特別会計につきましては、新たな保険料率の条例改正に関わって特別会計の予算が編成されている関係上、一括して上程させていただいております。どこで分けるかという判断が難しいところもありますが、今回は特別な状況になっております。

○7番（小関崇夫君） 議長。

○議長（高橋弘君） 7番 小関崇夫議員。

○7番（小関崇夫君） 進行上は、議第何号の質疑でもいいのですか。順次2号、3号とではなく、一括して質疑していいですか。

○議長（高橋弘君） はい。いいです。

○7番（小関崇夫君） 議第4号 会計年度任用職員についてですが、各自治体も上位法に従い同じような条例改正をしておりますが、広域連合には今現在、フルタイムとパートタイムの職員何名ずついますか。

○議長（高橋弘君） 答弁を求めます。

○事務局次長（半田薫君） 議長。

○議長（高橋弘君） 半田事務局次長。

○事務局次長（半田薫君） 現在の臨時職員に関しましては、事務補助が1名、嘱託職員が2名で、いずれもパートタイムとなっております。4月からも同様に3名のパートタイムの会計年度任用職員として雇用する予定でございます。フルタイムは現在のところ雇用の予定はありませんが、必要に応じて対応できるよう、フルタイムの会計年度任用職員に関しましても条例に盛り込んだところでございます。よろしくお願いいたします。

○議長（高橋弘君） 7番 小関崇夫議員。

○7番（小関崇夫君） はい、わかりました。

○議長（高橋弘君） ほかに御質疑ありませんか。

○4番（枝松直樹君） 議長。

○議長（高橋弘君） 4番 枝松直樹議員。

○4番（枝松直樹君） 関連しまして、採用の方法はどのように行うのか。現在雇用されている方をそのままスライドさせるのか、外部に募集をかけるのか。また、年収は上がるのか、現状維持なのか。場合によっては、月給を下げても年収を変えないように調節する自治体もあると聞いております。広域連合ではどのような取り扱いになるのか伺います。

○議長（高橋弘君） 答弁を求めます。

○事務局次長（半田薫君） 議長。

○議長（高橋弘君） 半田事務局次長。

○事務局次長（半田薫君） まず始めに採用の方法ですが、ハローワークで公募を行って採用となります。なお、本来であれば、この議会で関係条例が決定してから進めるものでございますが、それでは日程的に採用手続きが間に合わないということで、10月に開催されました政策調整会議において了解をいただき、先に採用事務に入っております。12月から公募を行いまして、1月に書類選考及び面接を実施し、現在仮内定という形で決めさせていただいております。そして、この議会で議案等議決をいただきましたら、正式決定という手続きで進めております。また、現在の職員をそのままスライドという形ではなく、広く公募を行い選んだ形になります。

次に、給与手当等についてですが、国で示した給与の設定が、類似する職務に従事する常勤職員の属する職務の級の初号給ということで、一般職の行政職給料表の職務に見合った級号給に設定をして、その給与月額を、勤務時間で割り、月額給与を決める形になっております。年額といたしましては、事務補助職員は年収としては上がる予定でございます。医療事務職員は、同様に給料表を基に設定しますと、若干下がる状況がございますが、保健師に関してはほぼ同じです。3名のいずれの職も現在とそれほど大きく変わらない状況になるようです。

○4番（枝松直樹君） 議長。

○議長（高橋弘君） 4番 枝松直樹議員。

○4番（枝松直樹君） これは安倍総理が掲げる「働き方改革」の一環であって、非常勤・臨時職員の待遇が余りにも酷いので、正規職員との均衡を考慮するということが大前提でありますので、下がってはいけないわけです。パートタイムですから勤務時間を下げて給料を抑えるという手法をとっているというところもあるわけですが。私の上山市も100人以上が採用されるわけです。今まで何年も働いてきた方を切る、あるいは、公募をかけて沢山の人の中から選ぶということではなく、基本は、今現在雇用されている方を優先して採用するというのが、私は基本方針としてあるべきだと思っています。上山市もそのようにしております。今日の条例が可決される前に内定が出ているということですので、私が今ここでどうこうということではないのですが、さらに、待遇改善に向けて努力されるよう、連合長以下の方にもお願いしたいと思います。

○議長（高橋弘君） ほかに御質疑ありませんか。

○14番（加藤鑛一君） 議長。

○議長（高橋弘君） 14番 加藤鑛一議員。

○14番（加藤鑛一君） ただ今の第4号議案に関して質問いたしますが、会計年度任用職員というのは官製ワーキングプアを解消していくということが大前提であるのですよね。待遇改善が図ら

れ、任用根拠が法的に明確になり、期末手当も支給することとなったわけですが、期末手当の水準についてはどのように考えているのか。非正規職員ですが、正規職員並みの率で期末手当を支給するのかどうか。

もう1点ですが、任用の更新にあたっては、雇用の安定が図られるように配慮されているのかどうか。会計年度任用というのは、法的な建前では、会計年度毎に新たな雇用になるということですが、実際働いている方の雇用安定に繋がるような配慮がなされるべきだと思います。その点お伺いします。

○議長（高橋弘君） 答弁を求めます。

○事務局次長（半田薫君） 議長。

○議長（高橋弘君） 半田事務局次長。

○事務局次長（半田薫君） 期末手当につきましては、現在規則等の整備を行っているところですが、山形市の基準を基本としながら、一般職の職員と同じ率で支給する予定でございます。また、更新につきましては、国では、非常勤職員の更新は2回までという定めがございますので、それに基づき人事評価等を行った上で、3年間は継続雇用が可能な形で整備していきたいと考えております。

○14番（加藤鑛一君） 議長。

○議長（高橋弘君） 14番 加藤鑛一議員。

○14番（加藤鑛一君） 8ページの予算の歳出を見ますと、報酬が344万円で、職員手当が39万8千円ですので、正規職員並みの率になっているのかなと思いますので、それは評価したいと思います。

ただ、任用の更新にあたっては、一応、政府では2度までとなっておりますが、会計年度任用職員の任用の更新については、特に規制するということではなく、任用の建前は、1会計年度でその都度新たな職に新たに就いたとみるということですので、3年以上でも評価に応じて任用の更新ができると私は考えております。そういう配慮もお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（高橋弘君） 答弁を求めます。

○事務局次長（半田薫君） 議長。

○議長（高橋弘君） 半田事務局次長。

○事務局次長（半田薫君） 確かにそのような場合もあるかと思いますが、広く公募するという考え方もございますので、様々な角度から検討を重ねていきたいと思っております。まずは、1会計年度を1

単位とした雇用形態が基本ですが、2度の更新後も、職務の必要性に応じて何等かの形でお願いすることとなれば、再度の雇用という形で検討していきたいと思います。

○10番（佐藤誠七君） 議長。

○議長（高橋弘君） 10番 佐藤誠七議員。

○10番（佐藤誠七君） 審議の途中でございますけども、都合により退席をさせていただきますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長（高橋弘君） ほかに御質疑ありませんか。

○14番（加藤鑛一君） 議長。ほかの議案でも大丈夫ですか。

○議長（高橋弘君） はい。同じ議案は3回までですので他の議案であれば。

○14番（加藤鑛一君） 議長。

○議長（高橋弘君） 14番 加藤鑛一議員。

○14番（加藤鑛一君） 事項別明細書28ページの特別会計の歳出予算ですが、今年から保健事業と介護予防事業の一体化について市町村に委託するとなっておりますが、「その他委託料」に入るのでしょうか。また、令和2年度から本格実施ということですが、令和元年度でも全国的には行われていたようです。山形県ではどの程度の実施状況だったのか。さらに、令和2年度以降はどのような形で市町村に委託をして進めていくのか、どの市町村が対象となるのか伺いたい。

○議長（高橋弘君） 答弁を求めます。

○事業課長（星野克之君） 議長。

○議長（高橋弘君） 星野事業課長。

○事業課長（星野克之君） 予算項目ですが、議員のおっしゃる通り、「その他委託料」に含まれております。山形県の状況ですが、令和元年度中に先行的に実施しているところはありません。令和2年度以降ですが、まだ国からはしっかりとした要綱等来ておりません。ただ、今現在での一体的実施の説明会を昨年12月に各市町村対象に実施いたしました。また、令和2年度からの一体的実施の事業予定状況を各市町村対象にアンケート調査しましたが、現在のところ、実施予定は2市町村となっております。その他の市町村においては、先行的に実施されるその市町村の実施状況や、これから定められる国の要綱等をみながら、事業実施に取り組んでいただけるものと考えております。

○14番（加藤鑛一君） 議長。

○議長（高橋弘君） 14番 加藤鑛一議員。

○14番（加藤鑛一君） 事業実施はこれからということですが、実際には、通いの場を作り、そこへ医療専門職の職員を派遣し、その人件費を国が補助するという内容だと思います。このような取り組みは非常に良いことだと思うのですが、なぜ、各市町村では手を挙げてこないのでしょうか。もちろんそれは様々な困難やハードルがあるのかと思いますが、その点はどうかお考えですか。

○議長（高橋弘君） 答弁を求めます。

○事業課長（星野克之君） 議長。

○議長（高橋弘君） 星野事業課長。

○事業課長（星野克之君） 今現在示されている国から補助要綱案では、確かに保健師の人件費については対象となっていますが、保健師の補助該当事務に関する細かな条件がまだはっきりしていない状況もございます。ですので、実際事業を行ってみて、それが補助対象外だったということも十分考えられますので、今のところ、多くの市町村では状況をみているところなのかと思います。これから、国で補助に対するチェックリストが作られる予定です。その内容を見ながら、今後各市町村で判断していただけるものと思っております。

○14番（加藤鑛一君） 議長。

○議長（高橋弘君） 14番 加藤鑛一議員。

○14番（加藤鑛一君） はい、わかりました。

議第10号ですが、保険料が引き上がった場合、滞納が増える恐れがあると思います。その場合、短期保険証の交付基準というのは、広域連合ではどのようになっているのか。例えば、納付指導に応じない場合には短期保険証になるとか、或いは、更新時に滞納になっていると短期保険証になるとか、色々な基準があると思います。具体的に言えば、宮城県ですと、納付相談に応じない人は短期保険証にするなどです。本県では、どのような基準で短期保険証にしているのか。滞納が増えた場合に、短期保険証になることが受診抑制になってしまいますので、出来れば、短期保険証廃止の方向へ向かって進めていただきたいと思うのですが、その検討についてもお伺いします。

○議長（高橋弘君） 答弁を求めます。

○事業課長（星野克之君） 議長。

○議長（高橋弘君） 星野事業課長。

○事業課長（星野克之君） 原則、過年度の保険料の滞納者を対象とし、有効期限が6か月の短期保険証を交付しております。ただ、特別な事情がある場合は除いております。特別な事情としましては、納付相談や指導に応じて納付を履行している場合、納付相談に応じて近日中に納付が見込まれる場合、納付相談の結果、納付についての理解等が困難だと認められる場合等を特別な事情としております。また、短期保険証の交付手順としましては、広域連合から各市町村に対象者リストを送付します。その後、収納滞納状況等から更に対象者を絞り込んだ後、該当者に短期保険証の交付を予告して、送付している形でございます。

○14番（加藤鑛一君） 議長。

○議長（高橋弘君） 14番 加藤鑛一議員。

○14番（加藤鑛一君） 保険料が引き上げられた場合に心配なのが、滞納者が増えるということです。滞納者が増えると、自動的に短期保険証交付者が増えていくということになると思います。保険証がなければ受診抑制に繋がりますので大変心配です。他の県を見ますと、例えば、納付相談に応じれば保険証を交付するということもあります。つまり、相談に来るということは、出来れば保険料を納めたいという意味だと思います。しかし、生活をしていくうえで、保険料を納める収入がないということで相談に行くわけです。納付相談に来たら保険証を渡すということを、他の県に倣って本県でも改善していった方がいいのではないかと私は強く思います。特に、今後保険料の引き上げが迫られる場合には大事なことだと思うのですが、その点の検討をお願いしますが、いかがでしょうか。

○議長（高橋弘君） 答弁を求めます。

○事業課長（星野克之君） 議長。

○議長（高橋弘君） 星野事業課長。

○事業課長（星野克之君） 当県においても、納付相談、納付指導に応じて取り決めた納付方法を履行している場合等については、特別な事情と認め短期保険証ではなく通常の保険証を交付しております。実際は各市町村の判断によりますが、納付相談に来ている方は、納付の意思表示があるということで、短期保険証ではなく通常の保険証で対応していただいていると思います。

○議長（高橋弘君） 14番 加藤鑛一議員。

○14番（加藤鑛一君） いいです。

○議長（高橋弘君） ほかに質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋弘君） 御質疑なしと認めます。

以上で質疑を終わります。

討論

○議長（高橋弘君） これより討論に入ります。

討論ありませんか。

○14番（加藤鑛一君） 議長。

○議長（高橋弘君） 14番 加藤鑛一議員。

○14番（加藤鑛一君） 保険料の値上げに関わる議第10号と予算に関わる議第3号に賛成することはできません。

現在超高齢化社会を迎え、国全体で社会保障のあり方が問われています。安倍政権の下では、全世代型社会保障への転換という新しい用語で、その課題が押し付けられようとしています。「骨太2019」では、予防や健康づくりについては、政府では健康自己責任ということ強く全面に押し出しています。また、認知症の問題では、去年6月に認知症対策が閣議決定されましたが、認知症について医学的な発症メカニズムが科学的に解明されていないのにも関わらず、予防や発症を遅らせることは自己責任となっております。

社会保障改革が年齢にとらわれないとか、自助・共助・公助の役割分担のあり方を考えるとか、負担能力の世代間バランスを考慮するとか、特に後期高齢者に関しては、年齢ではなく能力に応じた負担をしてもらうということで、窓口2割負担の導入が含まれているわけです。

今、低所得者はマクロ経済スライドで物価が上昇する分年金受給額が下げられていきます。その状況で後期高齢者の保険料の負担をそのまま引き上げていいのか。後期高齢者医療制度の出発時点では、後期高齢者の負担率が10%でした。今は11.4%です。11%を超えてまで引き上げようとするのは、制度の大きな問題だと思います。確かに、今の制度を維持していくためには引き上げがやむを得ないという当局の判断でしょうけども、後期高齢者医療制度の存続そのものが矛盾を持っていて大変なんだということを強く国に言って、制度を変えていく、あるいは、元の老人保健制度に戻すというように頑張っていただきたいと思います。

今回の保険料引き上げ幅が非常に大きいので、これに賛成することは私は出来ないということを申し上げ、反対討論といたします。

○議長（高橋弘君） ほかに討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋弘君） 討論なしと認めます。

以上で討論を終わります。

採決

○議長（高橋弘君） これより採決します。

初めに、日程第7 議第2号令和2年度山形県後期高齢者医療広域連合一般会計予算を起立により採決します。

お諮りします。ただいまの議第2号を原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（高橋弘君） 御着席願います。起立多数であります。

したがって、日程第7 議第2号については、原案のとおり可決されました。

○議長（高橋弘君） 次に、日程第8 議第3号令和2年度山形県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計予算を起立により採決します。

お諮りします。ただいまの議第3号を原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（高橋弘君） 御着席願います。起立多数であります。

したがって、日程第8 議第3号については、原案のとおり可決されました。

○議長（高橋弘君） 次に、日程第9 議第4号山形県後期高齢者医療広域連合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の設定についてを起立により採決します。

お諮りします。ただいまの議第4号を原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（高橋弘君） 御着席願います。全員起立であります。

したがって、日程第9 議第4号については、原案のとおり可決されました。

○議長（高橋弘君） 次に、日程第10 議第5号山形県後期高齢者医療広域連合人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の設定についてを起立により採決します。

お諮りします。ただいまの議第5号を原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（高橋弘君） 御着席願います。全員起立であります。

したがって、日程第10 議第5号については、原案のとおり可決されました。

○議長（高橋弘君） 次に、日程第11 議第6号山形県後期高齢者医療広域連合会計年度任用職員の分限の手續及び効果に関する条例の制定についてを起立により採決します。

お諮りします。ただいまの議第6号を原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（高橋弘君） 御着席願います。全員起立であります。

したがって、日程第11 議第6号については、原案のとおり可決されました。

○議長（高橋弘君） 次に、日程第12 議第7号山形県後期高齢者医療広域連合会計年度任用職員の懲戒の手續及び効果に関する条例の設定についてを起立により採決します。

お諮りします。ただいまの議第7号を原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（高橋弘君） 御着席願います。全員起立であります。

したがって、日程第12 議第7号については、原案のとおり可決されました。

○議長（高橋弘君） 次に、日程第13 議第8号山形県後期高齢者医療広域連合会計年度任用職員の育児休業等に関する条例の設定についてを起立により採決します。

お諮りします。ただいまの議第8号を原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（高橋弘君） 御着席願います。全員起立であります。

したがって、日程第13 議第8号については、原案のとおり可決されました。

○議長（高橋弘君） 次に、日程第14 議第9号山形県後期高齢者医療広域連合職員定数条例の一部改正についてを起立により採決します。

お諮りします。ただいまの議第9号を原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（高橋弘君） 御着席願います。全員起立であります。

したがって、日程第14 議第9号については、原案のとおり可決されました。

○議長（高橋弘君） 次に、日程第15 議第10号山形県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部改正についてを起立により採決します。

お諮りします。ただいまの議第10号を原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長（高橋弘君） 御着席願います。起立多数であります。

したがって、日程第15 議第10号については、原案のとおり可決されました。

議第11号

○議長（高橋弘君） 日程第16 議第11号山形県後期高齢者医療広域連合副広域連合長の選任についてを上程いたします。

提案理由の説明

○議長（高橋弘君） この場合、提案者の説明を求めます。

○連合長（佐藤孝弘君） 議長。

○議長（高橋弘君） 佐藤連合長。

○連合長（佐藤孝弘君） ただいま上程されました議第11号について、提案理由をご説明申し上げます。

議第11号山形県後期高齢者医療広域連合副広域連合長の選任につきましては、中川勝米沢市長の任期満了により、現在1名が空席となっております副広域連合長につきましては、広域連合規約第11条第1項の規定により、関係市町村長のうちより、引き続き米沢市長を選任することについて、同規約第12条第4項の規定により、議会の同意を求めようとするものであります。

以上で説明を終わりますが、よろしくご審議の上、ご同意くださいますよう、よろしく願い申し上げます

○議長（高橋弘君） 以上で提案者の説明は終わりました。

質疑

○議長（高橋弘君） これより質疑に入ります。

上程議案に対し、御質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（高橋弘君） 御質疑なしと認めます。

以上で質疑を終わります。

討論

○議長（高橋弘君） これより討論に入ります。

討論ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(高橋弘君) 討論なしと認めます。

以上で討論を終わります。

採決

○議長(高橋弘君) これより採決します。

日程第16 議第11号山形県後期高齢者医療広域連合副広域連合長の選任についてを起立により採決します。

お諮りします。ただいまの議第11号を原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(高橋弘君) 御着席願います。全員起立であります。

したがって、日程第16 議第11号については、原案のとおり同意されました。

○議長(高橋弘君) 以上で、本日の日程は全部終了しました。

広域連合長あいさつ

○議長(高橋弘君) 閉会にあたり、広域連合長より発言を求められておりますので、これを許可します。

○連合長(佐藤孝弘君) 議長。

○議長(高橋弘君) 佐藤連合長。

○連合長(佐藤孝弘君) 広域連合議会2月定例会が閉会されるに当たり、一言ごあいさつを申し上げます。

本日の2月定例会に提案いたしました各案件について、慎重なる御審議を賜り、それぞれ御決議をいただきまして、誠にありがとうございました。

後期高齢者医療制度も、施行から11年が経過し、制度自体、だいぶ安定してきたものと思われませんが、高齢化の進行などにより、今後も医療費の増加が見込まれていることは、皆さま御承知のとおりと存じます。

このような状況のもと、制度を持続可能なものとしていくためには、医療費の適正化や保健事業などの取り組みを通じ、被保険者の方々に対する予防・健康づくりをより一層進めていく必要があります。当広域連合としても、市町村や関係機関との連携を、一層密にしながら、制度の健全な運営に努めていかなければならないと考えております。

議員の皆さまにおかれましては、健康に御留意の上、今後とも後期高齢者医療制度の確実な運営のため、なお一層の御支援、御協力を賜りますようお願い申し上げます。
本日は誠にありがとうございました

○議長（高橋弘君） 以上で、令和2年2月山形県後期高齢者医療広域連合議会定例会を閉会します。

午後3時43分 閉会

会議規則第59条の規定により下記に署名する。

議 長 高橋 弘

署名議員 齋藤 美昭

署名議員 吉宮 茂